

大府長草西部工業地区計画

地区計画の目標

本地区は、大府市の西部に位置し、伊勢湾岸自動車道の大府インターチェンジ及び知多半島道路の大府西インターチェンジから概ね1km 圏内にあります。これら中部圏の広域交通体系による利便性を活かし、優良な工業団地の形成を図ります。

そのため、適切な地区の区分を定め、周辺環境と調和した、秩序ある良好な産業空間の形成を図ることを目標とします。

土地利用の方針

本地区を3地区に区分し、それぞれの方針により土地利用を誘導します。

《A地区》周辺環境への影響に留意するとともに製造業及び物流施設を主とした工業系の土地利用に純化することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図ります。

《B地区》周辺環境への影響に留意するとともに、物流施設を主とした工業系の土地利用を図ります。また、広域交通体系の利用者に対する利便性の向上及び土地活用のための事務機能や商業機能等を集積することにより、周辺地域と調和した良好な工業環境の形成と保全を図ります。

《C地区》周辺環境への影響に留意するとともに、小規模店舗等を含む工業系の土地利用を図ります。

地区整備計画の内容

建築物の用途の制限等

位置	大府市長草町石原、杵口下、茶臼の各一部					
面積	約 24.6 ha					
用途地域、建蔽率／容積率	工業地域、60／200					
地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区		
	面積	約 18.8ha	約 5.5ha	約 0.3ha		
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限				
		次に掲げる建築物以外は建築してはならない。				
		1 工場又は研究施設 2 倉庫 3 次に掲げる用途に供する建築物（前2項の建築物に関連するものに限る。） (1) 事務所 (2) 自動車車庫 (3) 保育所 (4) 守衛室その他これに類する施設の管理上必要となる建築物 4 前各項の建築物に附属するもの	1 倉庫 2 次に掲げる用途に供する建築物（前項の建築物に関連するものに限る。） (1) 自動車車庫 (2) 保育所 (3) 守衛室その他これに類する施設の管理上必要となる建築物 3 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち令第130条の5の2及び令第130条の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） 4 事務所 5 前各項の建築物に附属するもの			
建築物の容積率の最高限度	区域の整備の特性に応じた容積率の最高限度	地区施設が整備された場合 (開発事業の工事の完了の公告があった後) 10分の20				
	区域の公共施設の整備状況に応じた容積率の最高限度	地区施設が未整備な場合 10分の5				

地区整備計画	地区の区分	名称	A地区	B地区	C地区	
	建築物等に関する事項	建築物の建蔽率の最高限度	10分の3 ただし、開発事業の工事の完了の公告があった後は10分の6			
		建築物の敷地面積の最低限度	5,000㎡	—		
		壁面の位置の制限	後退距離は、4m以上でなければならない。ただし、次の各項のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分については、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が12m以下である建築物又は建築物の部分 2 守衛室及び自転車置場その他これらに類する用途に供する建築物又は建築物の部分のうち、軒の高さが3m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が15㎡以内であるもの			後退距離は、1m以上でなければならない。
	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	色彩又は装飾	建築物の外壁及び屋根の色彩は原色を避け、周囲と調和のとれた落ち着いた色調とする。			
設置することのできる屋外広告物		原則として事務所等の名称を表示するもので自己の用に供するものとし、色彩・表示については、周辺の景観との調和に努めるものとする。				
地区整備計画	緑地の保全をはかるための制限	地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は伐採してはならない。ただし、次にあげる行為はその限りではない。 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 間伐等樹木の保全のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 その他市長が認めた行為				
		—				

問い合わせ先

○地区計画の届出に関する相談・提出先

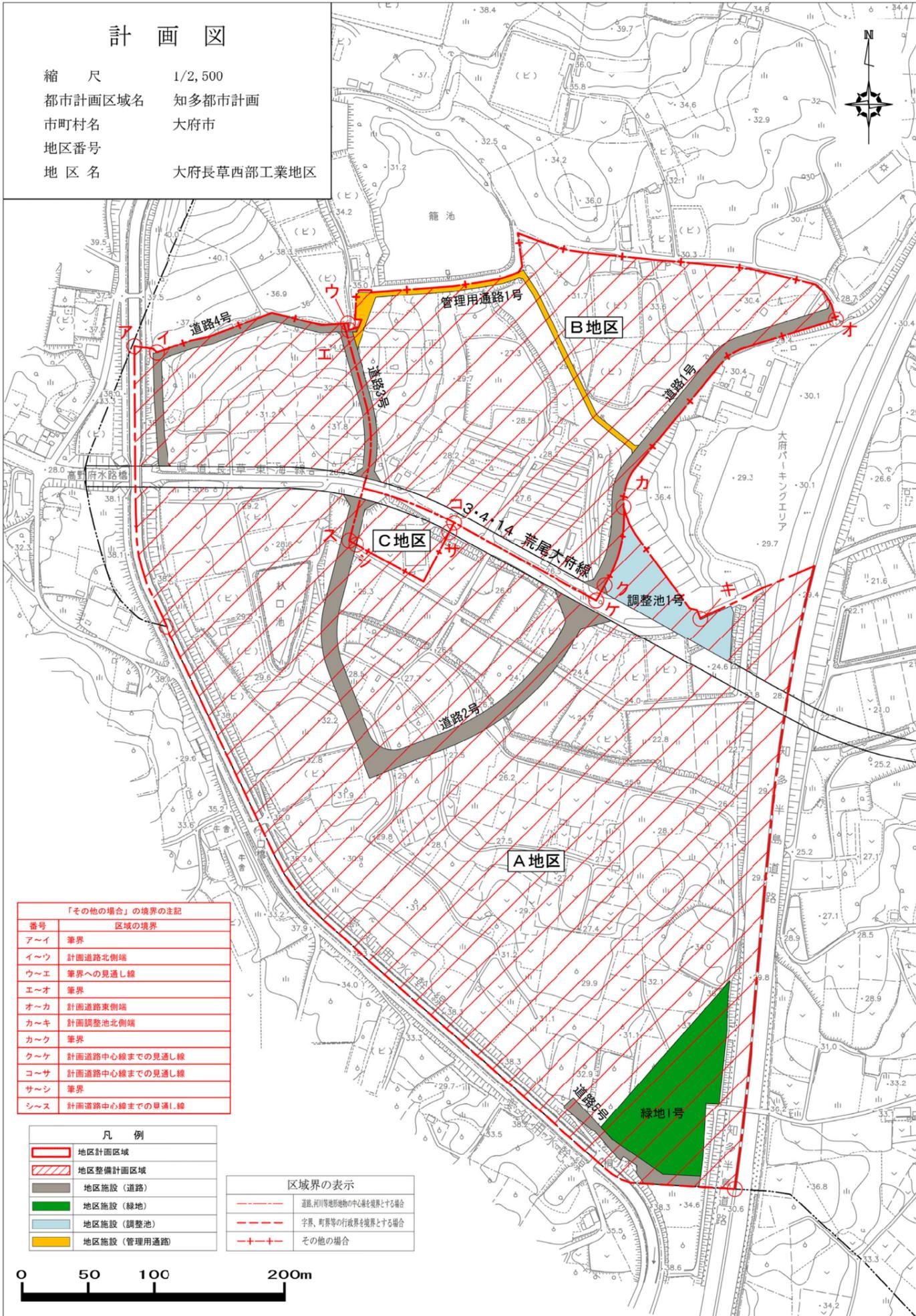
大府市 都市政策課 建築指導係（市役所4階） ☎0562-45-6314

○地区計画、用途地域等の指定・照会、都市計画図の販売

大府市 都市政策課 計画地域交通係（市役所4階） ☎0562-45-6221

計 画 図

縮 尺 1/2,500
 都市計画区域名 知多都市計画
 市町村名 大府市
 地区番号
 地区名 大府長草西部工業地区



「その他の場合」の境界の注記

番号	区域の境界
ア～イ	筆界
イ～ウ	計画道路北側端
ウ～エ	筆界への見通し線
エ～オ	筆界
オ～カ	計画道路東側端
カ～キ	計画調整池北側端
カ～ク	筆界
ク～ケ	計画道路中心線までの見通し線
コ～サ	計画道路中心線までの見通し線
サ～シ	筆界
シ～ス	計画道路中心線までの見通し線

凡 例

	地区計画区域
	地区整備計画区域
	地区施設 (道路)
	地区施設 (緑地)
	地区施設 (調整池)
	地区施設 (管理用通路)

区域界の表示

	道路、河川等地形物の中心線を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	その他の場合